箕面市教育ICTクラウド(いじめ未然 防止システム)構築等業務委託 及び

箕面市教育ICTクラウド (いじめ未然 防止システム) サービス提供等業務 委託に係る 仕様書

令和4年(2022年)6月

箕面市子ども未来創造局児童生徒指導室

【箕面市教育 ICT クラウド(いじめ未然防止システム)構築等業務委託】

1. 業務名

箕面市教育 ICT クラウド (いじめ未然防止システム) 構築等業務委託

2. 履行場所

別表1のとおりとする。

3. 履行期間

(1)システムの開発及び導入期間

契約締結日から令和4年12月28日まで

- ※履行期間内にシステムの構築・設定・担当職員への操作説明・仮稼働 (仮稼働は市内小中学校一校ずつにて実施し、期間は1ヶ月を予定)等 を行い、スムーズに本稼働できるよう協力・支援すること。
- (2)システムの全校運用開始予定日令和5年(2023年)1月4日

4. 業務内容

1) 目的 ******

本市は、平成28年度から全ての市立小中学校の児童生徒及び教職員に 1人1台のキーボード付きタブレット端末の配備(以下「1to1環境」という。)を目指す等、ICTを活用した教育を推進している。

また、令和元年度より文部科学省「新時代の学びにおける先端技術導入 実証研究事業」により、教員の負担軽減及び児童生徒の実態に応じた学習 支援への更なるICTの活用についても検討を進めている。

本業務は、令和2年度末に完了した「1to1環境」を最大限に活用し、児童生徒の思いや悩みを複数の教職員等が同時かつ直接的に知ることのできるシステムを構築し、いじめ等の早期発見、早期対応につなげることを目的とするものである。既存の学習支援環境との連携や安定稼働を条件とする。

2) 前提要件

調達に係る構築は、下記の基礎データを踏まえたものとする。

①使用者数

- 児童生徒:約13000人
- · 教職員:約1000人
- ②端末OS
 - Microsoft® Windows® 10 Education
 - ※契約期間内にWindowsの次期OS対応機器が導入された場合は、教育委員会と協議の上次期OSに適したサービスを提供すること
- ③コニカミノルタ社製tomoLinksとのログイン連携 児童生徒は現在使用している学習支援システム(以下tomoLinks)にロ グインした際、調達範囲の提供機能①及び②を利用できること。
- ④コニカミノルタ社製tomoLinksとのアカウント連携 tomoLinksで使用しているアカウントを活用して提供機能①及び② を利用できること。

既存のアカウントの活用が不可能な場合は独自にアカウントを作成し、運用上の不備を生じさせないこと。なお、各アカウントについてtomoLinksで使用しているアカウントと同様の方法にて作成すること。

- ⑤問い合わせフォームを設け、教育委員会・教職員からの問い合わせを 可能とすること。
- ⑥機能に不具合が見つかった場合は、教育委員会と相談の上迅速に対応を行うこと。
- ⑦前記の各項に関し、または前記以外に必要な事項が生じた場合は、教育委員会と協議すること。また、契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈によるもとのする。

3)調達範囲

以下の各項目及び構築したシステムを稼働させるために必要な作業一切を含むものとする。

- (1)構築システムの設計・設定・調整 ①これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。
- (2) 稼働に向けて必要となるテスト稼働の実施
- (3) 運用にあたって必要となる諸検証作業
- (4)構築システムについての、市職員への操作説明等のサポート体制の 構築【特定提案等】
- (5) マニュアル等、構築システムの稼働にあたり必要なドキュメントの

作成

(7) 本稼働立ち会い

[提供機能]

- ① 児童生徒のスタンプ登録機能
- ② メッセージ登録機能
- ③ 登録内容の閲覧機能

4)調達要件

調達に係る各種要件は、下表のとおりとする。なお、表示デザインや遷移方法など詳細内容については教育委員会と協議の上決定する。

方法など詳細内容については教育委員会と協議の上決定する。					
要件項目	要件				
共通	下記に記載の機能に共通する要件は、下記のとおりとする。				
	① 調達範囲の構築、運用等は、文部科学省が令和4年3月に示し				
	た「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」に準拠し				
	ていること。				
	② クラウド環境は、プライベートクラウド、パブリッククラウ				
	ドの種別を問わないものとする。				
	③ クラウド環境との接続は、SSL/TLS等を用いてデータ通信を				
	暗号化すること。				
	④ 提案によるツール等は、別途の費用を要しないものとする。				
	⑤ tomoLinksを利用している児童生徒・教職員に負担がかから				
	ないよう、tomoLinksヘログイン後にスタンプ登録画面に遷				
	移及びメッセージ登録機能に関する機能タイルが存在する、				
	またはそれに準じた方法により各機能の利用が可能とする				
	こと。				
	⑥ 各機能において、教育委員会との定期的な打ち合わせを実施し				
	、協議のうえ、可能な範囲で機能改善・機能改修を行うこと。				
児童生	① 児童生徒がtomoLinksを開いたトップ画面(資料図①)に遷移す				
徒のスタンプ登	る際スタンプ登録が可能なこと。				
録機能	② スタンプ登録を実施しないと次の操作を実行不可とすること。				
	③ 登録可能なスタンプは4種類とすること。				
	④ スタンプ登録は24時間に1度のみ表示されること。				

児童生徒のメッ セージ登録機能

- ① tomoLinksへログイン後にメッセージ登録に関する機能タイル が存在、またはそれに準じた方法によりメッセージの登録機能 が利用可能なこと。
- ② 登録できる内容は、「伝えたい対象グループ」及び伝えたい内容」の2種類とする。
- ③ 伝えたい対象グループはプルダウン及びチェックボックス等 にて複数選択できること(プルダウンやチェックボックスにて 選択できる対象グループの数量は教育委員会と協議の上決定 すること)。
- ④ メッセージの登録内容はプルダウン及びチェックボックスにて複数選択できること(プルダウンやチェックボックスにて選択できるメッセージ内容の数量は教育委員会と協議の上決定すること)。
- ⑤ 登録された内容は、どの伝えたい対象グループを選択するかに 関わらず、学校内の教職員・管理職一同が閲覧できること。
- ⑥ 伝えたい対象グループ及びメッセージ内容はどちらも選択しなくても登録ボタンを押すことが可能なこと。

登録内容の閲覧 機能(教職員)

- ① 児童生徒が登録したスタンプはクラス単位で一覧となって表示れること (1ヶ月表示)。
- ② 児童生徒が登録したスタンプは目視で判別できるような表示にすること。
- ③ 児童生徒が登録したスタンプがクラス単位で一覧となって表示される画面にて、メッセージの登録の有無についても目視で判別できるように表示できること。
- ④ 一覧内では児童生徒の個人名が特定されないような表示にできること。(例:表示名の情報を使用する)
- ⑤ 登録されたスタンプは児童生徒が在学期間中は過去の履歴を 閲覧可できること。
- ⑥ 児童生徒が特定のスタンプを登録した際は、教職員用画面へベルマーク等のアラートによって表示されること。
- ⑦ 学校内の教職員・管理職が全クラスのスタンプ登録状況を閲覧できること。
- ⑧ 児童生徒がメッセージを登録した際は、登録した児童生徒の情報及び「伝えたい対象グループ」「伝えたい内容」を学校内の教員・管理職一同が閲覧できること。
- ⑨ メッセージが登録された際は、教職員用画面へベルマーク等の アラートによって表示されること。
- ⑩ スタンプ登録一覧及び児童生徒のメッセージ登録に対して対

応状況を付与することが可能なこと。

- ① 対応状況において「対応済」を付与されたアラートについては アラート通知から削除されるなど、未対応のアラートに対して 見逃しが起こりにくいような仕様とすること。
- ② 登録されたメッセージについては、児童生徒が在学期間中は過去の履歴を閲覧できること。
- ③ 各閲覧機能の切替が容易にできること。

○既存環境等との動作保証

令和4年6月時点で稼働している学習支援システムの概要については教育委員会へ、既存学習システムとの連携確認については、予め既存学習支援システムのシステムベンダーであるコニカミノルタジャパン株式会社に確認を取ること。

【連絡先】

コニカミノルタジャパン株式会社

公共·文教営業統括部 官公庁営業部 関西官公庁1G

TEL: 06-6110-0633

※お問い合わせの際は、件名をお伝えください。

【箕面市教育ICTクラウド(いじめ未然防止システム)サービス提供等業務委託】

1. 業務名

箕面市教育 ICT クラウド (いじめ未然防止システム) サービス提供等業務 委託

2. 履行期間

箕面市教育ICTクラウド(いじめ未然防止システム)構築後のサービス提供等の期間は令和5年1月4日から令和7年3月31日までとする。

3. サービス提供等の要件

構築したシステムに係るライセンスの利用及びシステムの円滑な運用を維持、かつ不具合が生じた際のサポート及び対応等の提供を目的とする。箕面市教育ICTクラウド(いじめ未然防止システム)サービス提供等業務委託の内容は、構築システムの稼働を維持し、上述の目的を達成するため、次に示す一切の作業とする。

3-1. 稼働維持支援

- (1)年度ごとに構築システムに係るライセンスを提供し、構築システムの円滑な運用を維持すること。
- (2) 構築システムの運用支援体制を提示し、本市の承認を得ること。
- (3) 構築システムの運用に関する相談対応、最新情報・事例の情報提供を行うこと。
- (4) 構築システムに不具合が発生した場合の対応だけではなく、それらの発生を未然に防ぐために必要な措置を行うこと。
- (5) 運用・操作マニュアルを提供し、システムに変更等があった場合もその 都度速やかに改訂版を提供すること。
- (6) 児童生徒のクラス編成や教職員等のグループ作成など、毎年度の児童生徒及び教職員のアカウント等の更新作業について、教職員等に負担がかからない方法の提案を行うこと。【特定提案等】

3-2. 構築システム保守

(1) 構築システムのバグや不具合の対応は、令和5年1月4日からのサー

ビス提供内で対応すること。

(2) 構築システムで使用するソフトウェアの構成・情報を管理すること。

3-3. 障害対応

- (1)障害時の迅速な原因分析・復旧のための体制を提示し、本市の承認を得ること。
- (2) 収集した障害情報を基に原因を分析し、同様の障害が発生しないように 是正処理。予防措置を講じること。また、障害の原因、影響範囲、対処方 法、再発防止策を取りまとめ、障害報告書として本市に報告すること。

【別表1】

No.	学校名等	所 在 地
1	箕面小学校	箕面市百楽荘1丁目8番7号
2	萱野小学校	箕面市萱野 2 丁目 7 番 40 号
3	北小学校	箕面市箕面3丁目4番1号
4	南小学校	箕面市桜 6 丁目 5 番 1 号
5	西小学校	箕面市新稲 3 丁目 12 番 2 号
6	東小学校	箕面市粟生新家 5 丁目 5 番 1 号
7	西南小学校	箕面市瀬川3丁目2番1号
8	萱野東小学校	箕面市石丸1丁目18番1号
9	豊川北小学校	箕面市粟生間谷西4丁目3番1号
10	中小学校	箕面市稲1丁目15番8号
11	豊川南小学校	箕面市小野原東3丁目2番1号
12	萱野北小学校	箕面市如意谷4丁目4番1号
13	第一中学校	箕面市新稲 3 丁目 2 番 1 号
14	第二中学校	箕面市萱野 1 丁目 15 番 12
15	第三中学校	箕面市瀬川3丁目2番2号
16	第四中学校	箕面市石丸1丁目17番1号
17	第五中学校	箕面市稲 4 丁目 3 番 12 号
18	第六中学校	箕面市粟生間谷西1丁目3番1号
19	とどろみの森学園	箕面市森町中1丁目23番14号
20	彩都の丘学園	箕面市彩都栗生北2丁目1番5号
21	箕面市役所	箕面市西小路4丁目6番1号